

# 意見書

2014年8月22日

東京地方裁判所民事第19部 御中

奈良県奈良市登大路町45番地

井田 泉 ㊟

## 1 はじめに

私は日本聖公会京都教区の司祭で、現在、奈良基督教会の牧師を務めています。

日本聖公会は、今回の裁判で原告となっている岸田静枝さん（以下、「岸田さん」といいます。）が属しているキリスト教の一教派で、英国国教会を母教会とし、世界では約8000万人の信徒がいます。

私は長年、日本聖公会の神学校である聖公会神学院の専任教員として、キリスト教の歴史や聖書の解釈等を神学生に教えていたことがあり、また教会の牧師として礼拝を司式しながら、信仰と音楽の関わりを考え、また実践してきました。

以下、キリスト教信徒にとって音楽とは何か、演奏とは何か、をめぐって、キリスト教に関連する事実在即して意見を述べます。

## 2 私の経歴及び現在の地位

意見を述べる前提として、私とキリスト教との関わりを明らかにするため、私の経歴を裁判所にご理解していただきたいと思えます。

私の経歴と現在の地位については、以下のとおりです。

1950（昭和25）年生まれ

1972（昭和47）年 大阪外国語大学朝鮮語学科を卒業

1975（昭和50）年 同志社大学大学院神学研究科修士課程（歴史学専攻）を修了

同年 聖公会神学院に編入学

1977（昭和52）年 聖公会神学院卒業

日本聖公会京都教区下鴨基督教  
会・下鴨幼稚園に勤務

1978（昭和53）年 執事叙任（執事は「主教・司祭・  
執事」の三聖職位の一つ）

1979（昭和54）年 司祭叙任 下鴨基督教会牧師

1982（昭和57）年 立教大学文学部助手（キリスト教  
学科）

1985（昭和60）年4月 聖公会神学院専任教員

2000（平成12）年3月 聖公会神学院を退職

同年4月 日本聖公会大津聖マリア教会協働  
司祭

2001（平成13）年4月 日本聖公会京都復活教会牧師

2002（平成14）年4月 復活幼稚園園長兼任

2006（平成18）年4月 京都聖三一教会牧師  
学校法人京都聖三一学園（聖三一  
幼稚園）理事長

2007（平成19）年4月 聖三一幼稚園園長兼任

2012（平成24）年4月 奈良基督教会牧師（現職）

同年同月 学校法人親愛学園親愛幼稚園園長（現  
職）

ほかに公益財団法人基督教イーストエイジャミッション富坂キリスト  
教センター「日韓キリスト教関係史研究会」主事（現職）

### 3 キリスト教における音楽とその演奏行為を考察する視点について

岸田さんは、勤務されていた小学校の入学式あるいは卒業式において、「君が代」斉唱の際に校長の職務命令に反して「君が代斉唱のピアノ伴奏をしなかった」として懲戒処分を受けました。また、過去には「起立しなかった」として懲戒処分を受けたことがあるとお聞きしています。

しかしキリスト者にとって「伴奏（演奏）する」という行為（また「起立する」「歌唱する」という行為）は信仰上極めて重要な意味を

持っています。なぜならそれは、キリスト教信仰とその表現の中心にかかわることだからです。

信仰はもっとも内面的な心、魂の深みに関わるものですが、それが深いものであればあるほど、必然的に外面的な生活、生き方となって現れます。

岸田さんが受けた職務命令とこれに違反したことを理由とする懲戒処分は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定めた憲法第 20 条と「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めた憲法第 19 条に違反すると私は考えますが、そのことは一般的、抽象的に机の上で論じられるだけではなく、岸田さんという一人のキリスト者が有する固有の人格と、教育公務員としての職務を含む生活全体に即して個別的、具体的に考察されなければなりません。憲法が保障する「信教の自由」と「良心の自由」は、キリスト者である岸田さんにとって具体的に何であるかが検討されるべきであり、そうであってはじめて、「自由」に関する憲法の保障は内実を伴うこととなります。

そこで、この意見書において私は、まず第一にキリスト教の信仰が依拠する聖書において音楽とその演奏行為が有する意味について、次にキリスト教の信仰生活の中心である礼拝において音楽とその演奏行為が有する意味について、それぞれ具体的にどのようなことであるかを明らかにしたいと考えます。

#### 4 聖書の中での音楽と演奏——キリスト教における音楽と演奏行為の意義について（1）

ここではまず、キリスト教の信仰の源泉、土台、また基準である聖書の中で、音楽とその演奏がどのように述べられているかを取り上げます。

聖書は、イエス・キリスト以前に成立した旧約聖書と、イエス・キリスト以降に成立した新約聖書に分けられます。

前者の旧約聖書における「神の救いの出来事」の代表的箇所のひとつ

つは、イスラエル民族のエジプト脱出（出エジプト）であり、中でも海を徒歩で渡る場面（いわゆる「紅海の奇跡」）です。紀元前 13 世紀のことと伝えられます。

- (1) 「ファラオの馬が、戦車、騎兵もろとも海に入ったとき、主は海の水を彼らの上に返された。しかし、イスラエルの人々は海の中の乾いた所を進んだ。アロンの姉である女預言者ミリアムが小太鼓を手にとると、他の女たちも小太鼓を手を持ち、踊りながら彼女の後に続いた。ミリアムは彼らの音頭を取って歌った。

主に向かって歌え。主は大いなる威光を現し、馬と乗り手を海に投げ込まれた。」出エジプト記 15:19-21

アロンの姉ミリアムとは、モーセの姉でもあり、モーセを助けて出エジプトとそれに続くイスラエルの民の旅を導いた女性の指導者です。彼女ミリアムはここで楽器として小太鼓を手に取り、それを打ち鳴らしつつ、歌い踊ります。これは明確な歌唱行為であり、また多くの人々のための伴奏行為です。それは、「エジプトの国、奴隷の家」（出エジプト記 20:2）から救出してくださった神への感謝・賛美の念が発露した行為であるとともに、命がけでエジプトを脱出した大勢の人びとを励まし、鼓舞する行為でした。

またここで注目すべきもう一つの点は、「女預言者ミリアムが小太鼓を手にとると」「他の女たちも小太鼓を手を持ち」と、楽器の演奏行為における「手」が明確に言及されていることです。この「手」は決して単なる肉体の一器官として機械的に楽器から音を発生させているのではありません。「手」は、「神への感謝・賛美」という内なる思いが、具体的な表現（音楽演奏＝行為）として現れるために生きて働いています。

内面的な「心の思い」と外面的な「手」と「演奏」は一体であって切り離すことはできません。そして、内面的な「心の思い」を伴う音楽の演奏行為であるからこそ、演奏者以外の他者にも大きな影響を与えることが可能になるのです。

- (2) 「レビ人の詠唱者全員、すなわちアサフ、ヘマン、エドトンおよび彼らの子らと兄弟らは、麻布の衣をまとい、シンバル、豎琴、

琴を持ち、百二十人のラッパ奏者の祭司たちと共に祭壇の東側に立っていた。ラッパ奏者と詠唱者は声を合わせて主を賛美し、ほめたたえた。そして、ラッパ、シンバルなどの楽器と共に声を張り上げ、『主は恵み深く、その慈しみはとこしえに』と主を賛美すると、雲が神殿、主の神殿に満ちた。その雲のために祭司たちは奉仕を続けることができなかった。主の栄光が神殿に満ちたからである。」歴代誌下 5:12-14

これは旧約聖書の中の歴史書「歴代誌」の中の一節で、ソロモン王が神殿を建設し、それを神に献げる大礼拝の場面です。ここでシンバル、豎琴、琴、ラッパなどの楽器が演奏され、また「詠唱」とあるように、祈りの言葉が「歌われている」のがわかります。そして「主の栄光が神殿に満ちた」とあるように、ここで音楽の演奏行為を伴う礼拝は、礼拝する者の生きた「神経験」につながっています。

このように、信仰者にとって楽器の演奏行為や歌唱行為は、内面的な魂の営みの外的表現である礼拝と深く結びついています。それは切っても切り離せない関係にあるとすることができ、岸田さんを含む真摯な信仰者にとってはごく自然なこととして一般的に認識されていることなのです。

特にこの箇所に関して注目したいのは、ヨハン・ゼバスティアン・バッハ（1685～1750）が愛用していたいわゆる「カーロフ聖書」（マルティン・ルター訳ドイツ語聖書に、神学者アブラハム・カーロフが注釈を付けたもの）のこの部分に、彼が次のように書き込みをしていることです。

**「注意：敬虔な（心からの信仰の）音楽のあるところ、神はその恵みをもってつねにそこにおられる。」（J.S.Bach: Glosses from the Calov Bible Commentary）**

大作曲家バッハはルター派の熱心なキリスト教信徒でした。およそ真摯な信仰者にとって、音楽とその演奏行為は気晴らしや手慰みではなく、自己の存在と生き方に関わるものです。

岸田さんもまた真摯な信仰者です。これまでの岸田さんとの交流や岸田さんが書かれた文章などから、岸田さんが真実のキリスト者であると私は強く感じています。ここで「真実」というのは、ただ形の上で信徒であるというのではなく、また自らの信仰をただ心の内側にの

み限定するのではなく、この社会の現実の中で、自らの信じる神に対して（言い換えれば信仰的良心に対して）真摯に忠実に生きようとしてこられた、という意味です。一言で言えば「信仰と行動の一致」です。

そのような岸田さんが信仰上の理由から「君が代」斉唱のピアノ伴奏はできないとあらかじめ申し入れていたにもかかわらず、強制力のある職務命令を発して「君が代」斉唱のピアノ伴奏を命令したということは、音楽とその演奏行為が岸田さんという人間存在そのものに関わるものであるということを見逃さないし無視するものであり、そのことによって重大な人権侵害を行ったこととなります。

結局、岸田さんは、「信仰と行動の一致」を求める信仰的生き方に忠実であろうとした結果、「君が代」斉唱の際に校長の職務命令に反して「伴奏しなかった」（あるいは「起立しなかった」）として懲戒処分を受けることになった、と私は理解しています。

(3) 『王様、御前に仕えるこの僕どもにお命じになり、豎琴を上手に奏でる者を探させてください。神からの悪霊が王様を襲うとき、おそばで彼の奏でる豎琴が王様の御気分を良くするでしょう。』……神の霊がサウルを襲うたびに、ダビデが傍らで豎琴を奏でると、サウルは心が安まって気分が良くなり、悪霊は彼を離れた。」サムエル記上 16：16-23

サウルは古代イスラエル王国の最初の王です。サウルはしばしば精神的抑鬱状態に陥り、非常に苦しみました。そこで豎琴の名手ダビデが召し抱えられ、彼の演奏がサウルの魂に平安をもたらしたと伝えられます。

ダビデの豎琴の演奏は単に技術的に上手であったと理解すべきではありません。これは魂から発して魂に呼びかける、言わば祈りの音楽です。ダビデによる豎琴の演奏により、「悪霊は彼（サウル）を離れ」ました。つまりサウルは、ある名状しがたい力によって捕らえられ、支配されていたのですが、ダビデの演奏はその力からサウルを解放したのです。ここに内面的な信仰の発露である外面的な音楽の演奏行為によって他者の魂の解放・治癒が起こっている、と理解されます。

ところで、世界の一流ピアノコンサートでもっとも多く用いられて

いるスタインウェイ・ピアノには豎琴のマークが刻まれています。豎琴とピアノは大きさも機構もまったく違いますが、手の働きによって弦を振動させて音を発生させる点では同じです。意識するとしないとにかかわらず、真摯な信仰者によるピアノの演奏は、ダビデの豎琴演奏につながるものです。

以上は旧約聖書の例ですが、次に新約聖書の場合を見てみます。

- (4) 「今の時代を何にたとえたらよいか。広場に座って、ほかの者にこう呼びかけている子供たちに似ている。『笛を吹いたのに、踊ってくれなかった。葬式の歌をうたったのに、悲しんでくれなかった。』」 マタイ 11:16-17

これはイエスの、その時代に対する嘆きの言葉ですが、ここに比喩的に「笛」と「歌」が語られています。ここで「笛を吹く」という演奏行為は、「踊る」という反応あるいは応答行為を期待してなされます。同様に、「歌をうたう」という歌唱行為は、「悲しむ」という反応あるいは応答行為を期待してなされます。イエスの人びとに対する語りかけは、言わば真摯に「笛を吹く」行為、「歌をうたう」行為であり、それは聞く人びとの真実な応答を呼び起こすことを願うものでした。

逆に言えば、自分の心に反するような仕方では「笛を吹く」こと、「歌をうたう」ことはできないのです。岸田さんにとっての「君が代」斉唱のピアノ伴奏は、それ自体が自分の信仰的良心に反するものであるとともに、伴奏することによって児童たちをはじめとして多くの人々を、自分の信仰的良心が願わない方向へと促すこととなります。

この二重の意味において、岸田さんにおいては「君が代」斉唱のピアノ伴奏は不可能でした。このとき、岸田さんの信仰的良心がどれほど痛んだかを想像すべきです。本人の信仰的良心に反してこれを強いることは「奴隷的苦役」の強制です。これは「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と定めた憲法第 18 条に違反するものと私は考えます。

旧約聖書・出エジプト記には、古代エジプトにおいてイスラエルの

民が強いられた苦役が記述されています。これに関して、神はモーセに対して次のように語りました。

「わたしは、エジプトにいるわたしの民の苦しみをつぶさに見、追いつく者のゆえに叫ぶ彼らの叫び声を聞き、その痛みを知った。それゆえ、わたしは降って行き、エジプト人の手から彼らを救い出し、この国から、広々としたすばらしい土地、乳と蜜の流れる土地……へ彼らを導き上る。」出エジプト記 3 : 7-8

岸田さんが強いられた苦しみは、ここに記された「エジプトにいるわたしの民の苦しみ」と重なります。

(5) 「一同が食事をしているとき、イエスはパンを取り、賛美の祈りを唱えて、それを裂き、弟子たちに与えて言われた。『取りなさい。これはわたしの体である。』また、杯を取り、感謝の祈りを唱えて、彼らにお渡しになった。彼らは皆その杯から飲んだ。そして、イエスは言われた。『これは、多くの人のために流されるわたしの血、契約の血である。はっきり言う。神の国で新たに飲むその日まで、ぶどうの実から作ったものを飲むことはもう決してあるまい。』一同は賛美の歌をうたってから、オリーブ山へ出かけた。」マルコ 14 : 22 - 26

これはいわゆる「最後の晩餐」の場面です。これは、キリスト教会で行う最も重要な礼拝たる聖餐式（パンとぶどう酒をキリストの命とさせていただく礼拝＝ミサ）の起源、また根拠となっている箇所です。とくに聖公会は聖餐式を重んじており、通常、司祭がいる限りは日曜の礼拝において聖餐式を行います。

この最後の晩餐の箇所の終わりに「一同は賛美の歌をうたって」と書かれています。この「賛美の歌」とは、研究者によりおそらく旧約聖書・詩編第 118 編であろうと言われていています。その一部を引用します。

「家を建てる者の退けた石が、隅の親石となった。

これは主の御業、わたしたちの目には驚くべきこと。

今日こそ主の御業の日。今日を喜び祝い、喜び躍ろう。」

詩編 118 : 22-24

この「賛美の歌」はイエスの死を覚悟してうたわれたものです。事

実この食事の後、イエスは弟子たちとともにオリーブ山のゲッセマネに出かけ、そこで祈り、捕らえられ、死刑の判決を受けて十字架に処刑されたのでした。

聖餐式のたびに信徒は、このイエスの最後の晩餐と受難と死を想起し、イエスを心と身体に受け入れます。聖餐式において信徒は、イエスによって養われ強められ、また生きる方向を示されます。

聖餐式というキリスト教の礼拝（儀式）における賛美の歌、広く言えばそこでの歌唱とその伴奏を含めた音楽演奏行為は、信仰の本質を形成するものです。

- (6) 「また、わたしが見ていると、見よ、小羊がシオンの山に立っており、小羊と共に十四万四千人の者たちがいて、その額には小羊の名と、小羊の父の名とが記されていた。わたしは、大水のどろくような音、また激しい雷のような音が天から響くのを聞いた。わたしが聞いたその音は、琴を弾く者たちが豎琴を弾いているようであった。彼らは、玉座の前、また四つの生き物と長老たちの前で、新しい歌のたぐいをうたった。」ヨハネの黙示録 14:1-3

聖書の最後の文書は「ヨハネの黙示録」です。これはローマ帝国によるキリスト教迫害の時代に書かれた一種の秘密文書です。たとえば「六百六十六」(13:18) という数字が出て来ます。これはローマ皇帝ネロを指すと言われます。ネロは残酷な迫害を行ったことで有名な皇帝です。しかし直接名前を出すことを控えて象徴的な数字でそれを表わしたのです。ヨハネの黙示録には、悪の力と神の力が戦い、最後に神の救いが完成するという壮大な幻が描かれています。迫害によって捕らえられ、地中海のパトモス島に幽閉されていた長老ヨハネが、「ある主の日のこと」(1:10。「主の日」とは主イエスの日＝礼拝を行う日曜日のこと)、その幻を示されて書き留めたとされます。

上に引用したのは、長老ヨハネが目撃した「天上の礼拝」の一部です。この礼拝の中で「豎琴」が奏でられ、「新しい歌」が歌われます。

「わたしはまた、火が混じったガラスの海のようなものを見た。更に、獣に勝ち、その像に勝ち、またその名の数字に勝った者たちを見た。彼らは神の豎琴を手にして、このガラスの海の岸に立っていた。彼らは、神の僕モーセの歌と小羊の歌とをうたった。

『全能者である神、主よ、あなたの業は偉大で、驚くべきもの。』ヨハネの黙示録 15：2-3

キリスト教会の礼拝、ことに聖公会の聖餐式においては、それが「天上の礼拝」とつながる「地上の礼拝」であることが意識されます（日本聖公会『祈祷書』中の「聖餐式」式文）。

繰り返しになりますが、ヨハネの黙示録に描かれている「天上の礼拝」において歌と楽器演奏が重要な役割を果たしているように、「地上の礼拝」たるキリスト教の礼拝、ことに儀式的性格の強い礼拝である聖餐式において歌を歌い（歌唱行為）、楽器を奏でること（演奏行為）は、装飾的要素ではなく本質的要素をなします。

## 5 礼拝の中での音楽と演奏——キリスト教における音楽と演奏行為の意義について（2）

聖公会は、16世紀、イングランドの教会がローマ・カトリック教会から分離独立して始まった教会です。宗教改革によって始まったという意味ではプロテスタントですが、ローマ・カトリックの制度や儀式をかなり多く継承しました。その意味でカトリックとプロテスタントの中間に位置する教会と言えるでしょう。

例えば私は「司祭」という職位を持ちますが、これはカトリックの聖職制度を継承したものです。また私は「奈良基督教会牧師」の任（職務）にあります。が、「牧師」という言葉はプロテスタント教会の用語です。聖公会の場合、「司祭」が特定の教会の責任者とされるときに「牧師」として任命されます。司祭が学校や病院、施設に派遣されて働く場合には「牧師」とは言わず、「チャプレン」と呼ばれます。病気その他の理由により「牧師」あるいは「チャプレン」の職務を解かれることになったとしても、「司祭」であることには変化はありません。この点はカトリックと同じです。

聖公会の大きな特徴の一つは、『祈祷書』という定められた式文によって礼拝するということです。日本聖公会は現在、『日本聖公会祈祷書』（1990）を用いており、すでに述べたように日曜日は通常「聖

餐式（ミサ）」という礼拝を行います。聖餐式は、イエス・キリストの最後の晩餐を起源、かつ根拠とするもので、言わば最後の晩餐を再現（追体験）しようとする儀式的礼拝です。この礼拝の終わりのほうで信徒は、司祭がこの礼拝の中で聖別したパンとぶどう酒をキリストの命（「キリストの体」「キリストの血」）として受けます。キリスト教の礼拝としてもっとも重要なものです。

私は司祭としておよそ 35 年にわたって聖餐式を司式してきました。聖餐式の司式（執行）は、司祭のさまざまな働きの中で最も中心的な働きです。司式司祭は音楽も含めて礼拝の総責任者です。以下はそのような立場からの記述です。

ここでは聖餐式の中で、音楽とその演奏行為がどういう場面に用いられ、どのような意味を持っているかを略述しますが、その前に、聖公会における音楽の意味と位置付けを示す例として、アメリカ聖公会の『聖なる女性、聖なる男性——聖徒たちを祝う』（“Holy Women, Holy Men: Celebrating the Saints”）という年間の諸記念日の祈祷集から、11月21日に指定されている教会音楽家3名を記念する祈りを挙げておきます。3名とは、英国における聖公会の始まりの時期に貢献したジョン・マーベック（1505～1585）、トマス・タリス（？～1585）、ウィリアム・バード（1543～1623）です。

「最も栄光ある神よ、あなたへの賛美は昼も夜も天においてあなたの聖徒たちと天使たちによって歌われています。わたしたちはウィリアム・バード、ジョン・マーベック、トマス・タリスのゆえにあなたに感謝をささげます。彼らの音楽は、この地上においてあなたの教会があなたにささげる賛美を豊かにしてくれました。どうか音楽の力に触れるすべての人びとに、永遠の輝きを垣間見せてくださり、わたしたちが天上のあなたの聖徒たちに加わって、あなたの栄光の現れをいつまでも仰ぎ見る備えをさせてください。父と聖霊とともに一体であって世々生き支配されるわたしたちの主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン」

この祈りに明かなように、「音楽の力に触れる」ことは信仰の本質

に関わることなのです。

### (1) 前奏・後奏等

礼拝の開始時、ロウソクの点火とともに、通常はオルガンによる前奏が行われます。これは礼拝の開始にあたって会衆を祈りへと導くためのものです。オルガンのみが演奏されるのは、この前奏、陪餐時（信徒がパンとぶどう酒を受けるとき）、そして後奏（礼拝が終わったときの奏楽）です。

奏楽者は司祭と協力して、礼拝全体を支え導く役割を負っています。岸田さんは日本聖公会東京教区清瀬聖母教会のオーガニスト（奏楽者）をされています。

### (2) 聖歌

聖餐式においては通常、4曲から5曲の聖歌が会衆全体により歌われます。これを先導し、また支えるのが奏楽者です。

奏楽者はあらかじめその曲とともに歌詞を心にとめて準備し、祈りをもって演奏します。心を用いずに単に技術のみをもって演奏するとすれば、奏楽は成り立ちません。

礼拝において心と身体がひとつとなつてなされる演奏のあり方は、岸田さんの小学校における音楽教育・活動と切り離すことはできません。岸田さんは、小学校の音楽専科の教員として音楽教育・活動に従事してこられました。その際、礼拝における奏楽の場合と同じように、あらかじめその曲とともに歌詞を心にとめて準備し、常に心をこめて演奏し、また児童たちにも単に楽譜に忠実に音を発することに陥らないようにしてこられた、とご本人から伺っています。

学校における音楽教育は、もちろん礼拝という宗教行為とは異なりますが、音楽の演奏行為が「心（内面）と身体（外面）が一体となつてなされる」という点では全く同じです。

### (3) チャント（詠唱）

聖公会の多くの教会においては、上述の前奏、後奏や聖歌の伴奏とは別に、「チャント（詠唱）」が用いられます。これは礼拝の中のいくつかの祈りを、唱える代わりに歌うものです。文章のみによって説明

するのは困難ですが、一例を挙げます。

聖餐式の冒頭、前奏と最初の聖歌に続いて、「参入」の最初の祈りをささげます。これが聖餐式本文の最初にあたります。具体的に言えば、司祭がまず「主イエス・キリストよ、おいでください」と歌い、これに呼応して会衆が「弟子たちの中に立ち、復活のみ姿を現されたように、わたしたちのうちにもお臨みください」と歌うのです。ここで奏楽者は、司祭の先唱（歌い出し）の前に「レミソ（ソラド）」という導入の3音を弾きます。この三つの音がテンポとして適切であるかどうかだけではなく、祈りをもって奏でられるかどうかによって、司祭の歌は微妙に、しかし大きく影響されることとなります。

つまり奏楽者は、楽譜を単に音にするのではなく、その時間と空間と会衆・司式者の全体を受けとめ判断して、祈りをもって奏楽を進めていくのです。司祭の先唱の際、オルガン伴奏をするかどうかは司祭の判断によります。それに続く会衆の詠唱には必ずオルガンが伴奏して支えます。

「参入」で用いられる以上のチャントに続き、「キリエ」、「栄光の歌（グローリア）」、「特祷」（当日の指定の祈り）の前後、「福音書」朗読の前後、「平和のあいさつ」、「奉献」、「感謝聖別の祈り」の一部あるいは全部、「主の祈り」「神の小羊（アニュス・デイ）」、最後の「派遣の唱和」など、非常に多くの祈りが聖餐式の中で歌われ、そのすべてにおいて奏楽者は司式者の歌唱を先導し、また会衆の歌唱を支え導くのです。

以上のようなチャントの箇所は、もちろん唱えることもできます。しかし多くの聖公会の教会においてチャント（詠唱＝歌うこと）が多く用いられるのは、ほかでもなく祈りを深くするためです。

#### （4） まとめ

以上のような意味において、聖公会の聖餐式という儀式的礼拝においては音楽の意味と位置付けは非常に大きく、従って奏楽者の役割は非常に重いものがあります。

岸田さんのように儀式的礼拝の奏楽を担ってこられた信仰者にとってはなおさら、入学式、卒業式という儀式的行事の場において、信仰になじまない「君が代」斉唱のピアノ伴奏を強制されることは、その

人格、その存在そのものが脅かされ、損なわれることになります。「君が代」斉唱のピアノ伴奏の強制は、憲法で保障された信教の自由という極めて重要な人権の侵害行為であり、憲法の本質である「基本的人権の尊重」を決定的に裏切る行為であると言わざるを得ません。

キリスト教の信徒にとって礼拝とは、一定時間内のみの内面的営みにとどまるものではなく、生活全体の中心であり、生きることの原動力かつ規範となるものです。とりわけ聖餐式という儀式的性格の強い礼拝の奏楽に携わってこられた岸田さんは、そのことを強く感じ、また経験してこられたはずです。岸田さんは、そのような礼拝をとおして培われた愛と誠実と熱心を、子どもたちの教育に注いでこられました。また逆に、子どもたちとともに歩んでこられた豊かな経験が、礼拝における奏楽にも生かされてきたに違いありません。

そのような岸田さんが、ご自身の働きのある小学校の入学式・卒業式という大切な儀式的行事の場で、自己の思想と信仰的良心に反することをを行うように執拗に強制されたのです。これは信仰の自由を奪うものです。それを「思想及び良心の自由」（憲法第 19 条）の侵害、「信教の自由」（憲法第 20 条）の侵害と呼ばずして一体何でしょうか。岸田さんに対する「君が代」伴奏の強制とは、まさにそのことです。

ひとりのキリスト教信仰者の具体的現実的な信仰と生の営みの重さに直面することを回避したままで、「学校における儀式的行事だから“君が代”伴奏は当然」とか、「自由侵害の程度は小さく、受忍許容範囲である」などと結論づけるのは、キリスト教信仰の立場からすれば考えられない暴論であることを指摘しておきます。

## 6 おわりに

以上、聖書と礼拝の両方にわたって見てきたように、キリスト教信仰において音楽とその演奏行為は決定的に重要な意味を持っています。逆に言うと、この信仰、姿勢に一致しない趣旨で「演奏する」ように強制されることは、その信仰が真摯なものであればあるほど、信仰そのもの、生きていることそのものを脅かされ、否定されることになるのです。

キリスト者は聖書と礼拝によって養われます。聖書と礼拝によって養われた真摯なキリスト者であれば、神に対する思いと隣人に対する思いは相互に密接に関わることになり、両者を切り離すことは不可能です。神への感謝の思いは隣人に対するまごころからの行為となり、反対に隣人に対する負い目は神への懺悔となります。

過去の歴史の中で「君が代」がどのような役割を果たしてきたかを知れば、心に痛みが起こり、自分はどう生きるべきか、どういう行動をとるべきかを問われることとなります。この痛みと問いは「信仰的良心」と呼ぶべきものです。痛みと問いを伴う信仰的良心は、神への真実と隣人への真実のあり方（行動）を促します。これについてここで詳しく論じることはできませんが、岸田さんはこのことのゆえに苦しみを強いられ、しかし断乎として信仰的良心を裏切ることがされなかったのです。

岸田さんが「君が代」斉唱時の「不伴奏」という道を選ばれたことは、キリスト教信仰の立場からして十分理解、肯定できることであるばかりか、必然性を持つものであると私は考えます。

キリスト教の信仰的良心によって「不伴奏」を選択せざるを得ない人に対し、校長が（それが東京都教育委員会の意向であるとはいえ）職務命令をもってピアノの伴奏行為を強制し、さらにその職務命令に違反したことを理由に東京都教育委員会が懲戒処分を行ったことは、不当に信仰的内面と信仰者の生活全体を圧迫し、耐えがたい苦痛と損害を与えたものであり、速やかにその取り消し、謝罪、償いが行われなければならないと考えます。

貴裁判所におかれましては、上記のようなキリスト教信仰に深く関わる岸田さんの「君が代」斉唱時のピアノの不伴奏行為の意味と必然性をよく受けとめ、公正な判断をなされることを心から願うものです。